

「侮辱罪」が厳罰化されました

2020年に、ネット交流サイト（SNS）などで悪質な中傷を受けた女子プロレスラーが自殺にまで追い込まれたことをきっかけとして、侮辱罪の厳罰化に関する改正刑法が施行されました。その背景と名誉毀損罪の違いなどについて解説します。

弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 辻 悠祐

では厳罰化される前の法律が適用されます。

侮辱罪の厳罰化にかかわる刑法改正の流れは、**図表1**のとおりになります。

侮辱罪についての刑法改正の内容

これまで法定刑が軽かった侮辱罪が、今回の刑法改正で厳罰化されました。

厳罰化の改正の背景には、インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっていること、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識の高まりが影響しています。

〈改正前〉

刑法231条……事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

〈改正後〉

刑法231条……事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁固若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

改正によってどう罰則が重くなったのか細かく見てみましょう。刑事施設に身柄を拘束される罰則には、拘留・懲役・禁固があります。

拘留とは、1日以上30日未満で刑事施設に拘束することです。懲役とは刑務作業が課される拘束、禁固は作業が課されない拘束のことです。有期の場合、1年以上2年以下というルールです。

一方お金の制裁には科料・罰金があります。

科料とは、1000円以上1万円未満の金額です。1万円以上からは「罰金」と呼ばれます。

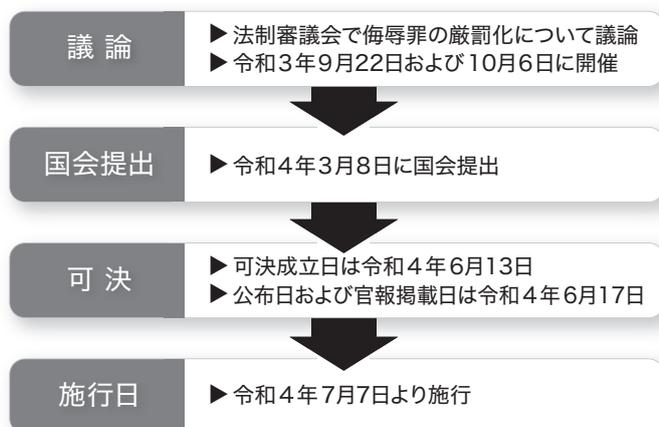
つまり、改正前の侮辱罪の法定刑は、身柄を拘束する場合は29日まで、お金の制裁の場合は9999円が上限だったわけです。

これが今回の改正を受けて、身柄を拘束する場合は上限が1年ま

「昨今、「誹謗中傷」が社会問題となつています。特に、SNSでの誹謗中傷は無制限に広がり、対象者を傷つけ、命にまで影響を及ぼす重大問題として再認識され始めています。」
誹謗中傷にかかわる法律も少しずつではありますが改正の流れに

あり、これまで法定刑が軽かった侮辱罪についても、令和4年7月7日より厳罰化されることになりました。
つまり、この日以降に行なわれた侮辱行為には厳罰化された法律が適用されることになり、令和4年7月6日以前の侮辱行為につい

図表1 改正の流れ



図表2 令和2年中に侮辱罪のみにより第一審判決・略式命令のあった事例

SNSに「この子〇〇（地名）一番安い子!! お客様すぐホテル行ける!! 最低!!」などと投稿するとともに、当該SNSにおける被害者のプロフィール画面を撮影した画像を掲載したものを。

SNSの投稿欄に「人間性を疑います。1人のスタッフを仲間外れにし、みんなでいじめ。1人のスタッフの愚痴を他院のスタッフに愚痴を言いまくる社長 1人のスタッフの話も聞けない社長」などと記載した文章を送信して掲載したものを。

SNSの投稿欄にアルバイト先前で撮影した画像を掲載するとともに、「〇〇（アルバイト先名）でうまくやっていくコツは、向上心を持たないことと、諦めることと、店長が言うことは聞き流してればいいということだった気がする。#うちの〇〇（店長である被害者名）がご迷惑おかけしましたはパワーワードすぎ」などと掲載したものを。

SNSの配信動画で「何処ですかあ、豚さん何処ですかあ 家、「ブスう、死ぬ」、「お金はない、体形は豚、顔はブス、体は臭そうってやばいなお前」などと放言したものを。

インターネット上の掲示板に「とうとうYouTubeのコメントは頭おかしくなった 本人がアカウント何個も作って自作自演乙w アホ丸出しで長文タラタラ。読んでも気持ち悪さが勝って なんちゃ理解出来んわ 親子共々、精神が幼すぎ。子供が可哀想や」、「〇〇（被害者名）も昔は若かったけど、もう40前のええ歳した大人やる? 周りから痛い目で見られてるん気付かんかい。」などと掲載したものを。

※法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会 第1回会議配布資料3より抜粋

でに伸ばされ、懲役、つまり刑務作業が課されるケースもあり得るようになりまし。お金の制裁の場合には上限30万円と、単純には比べられませんが、ざっと30倍となったというわけです。

侮辱罪が成立するケースと具体例

侮辱罪は、「公然と人を侮辱」することによって成立します。

侮辱とは、他人を社会的に軽蔑

するような表現のことを意味します。たとえば、人を「アホ」「バカ」と見下すような表現や、容姿を馬鹿にする意味で「ブス」「ブタ」などと表現するような場合です。

法制審議会で参考資料とされた侮辱罪の事例集には、図表2のような事例が紹介されています。

侮辱罪と名誉毀損罪の違いについて

侮辱と名誉毀損の大きな違い

は、「事実を摘示」しているかどうかという点です。

ここでの「事実」というのは、真実なのか、でっちあげた虚偽の事柄かを問うているわけではなく、事実かどうかがどうかという意味です。

たとえば、「Aさんはバカだと思ふ」という発言があったとしても、これは軽蔑したような発言ではありませんが、具体的な事実とはいえ、侮辱罪が成立するかどうか

否かの問題となってきます。

他方で、「Aさんは会社のお金を持ち逃げしたことから会社をクビにされた」という発言があったとします。この場合、「具体的な事実をあげて社会的評価を低下させています。先述したように、具体的な事実が「真実」であるかは問題ではありません。

Aさんが実際に持ち逃げし、クビになったという事実がなくても、具体的な事実をあげてAさんを誹謗中傷したほうが、内容が現

実味を帯びることになるので、社会的評価が低下する程度は大きいといえます。

これは、批判内容にかかわる事実が、真実かでつちあげられた虚偽の事実かにかかわらず、社会的評価が低下することになるので、名誉毀損の問題になってきます(図表3参照)。

名誉毀損罪のほうが侮辱罪よりも法定刑は重くなります。

【名誉毀損】……刑法230条
公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

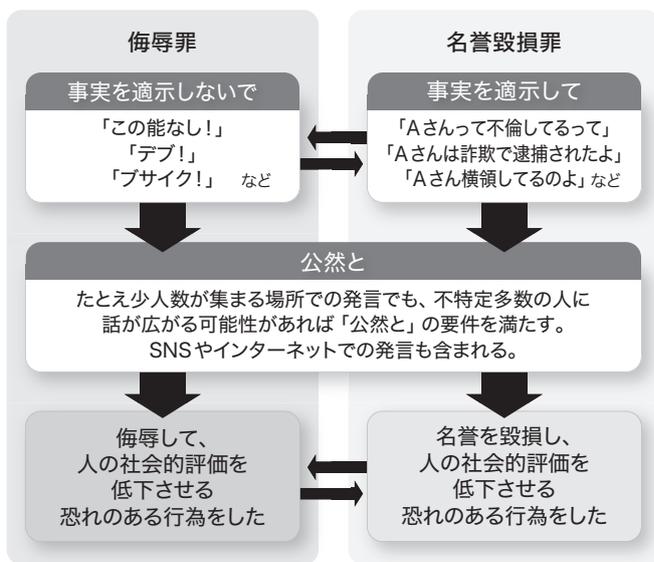
処罰の対象から外れる侮辱や名誉毀損について

一方、侮辱行為や名誉毀損行為であっても、一定の場合は処罰の対象外となります。

たとえば、政治家を公然と批判した場合であっても、公正な論評の範囲であれば、正当行為として処罰はされません。

政治家の過去の不祥事など具体

図表3 侮辱罪と名誉毀損罪の違い



的な事実をあげて政治批判をした場合であっても、それが真実ならば処罰はされません。

【正当行為】……刑法35条
法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

【公共の利害に関する場合の特例】……刑法230条の2
前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、

その目的が専ら公益を図ることにあつたと認められる場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。(以下省略)

侮辱罪の法定刑の引上げに伴う影響

侮辱罪の法定刑が厳罰化されたことで、罰則以外にも改正前と扱

図表4 侮辱罪厳罰化 改正前後の比較

	改正前 (令和4年7月6日以前)	改正後 (令和4年7月7日以後)
身柄の拘束	1月(30日)未満 〈拘留〉	最長1年 〈懲役・禁固・拘留〉
お金の制裁	1万円未満 〈科料〉	30万円以下 〈罰金・科料〉
教唆犯および 幫助犯	処罰することは できない	処罰の対象に 含まれる
公訴時効期間	1年	3年
逮捕状 による逮捕	住居不定の場合または 正当な理由なく 出頭に応じない場合に 限る	左記制限が なくなる
現行犯逮捕	住居、氏名が明らかでない 場合または逃亡する 恐れがある場合に 限る	左記制限が なくなる

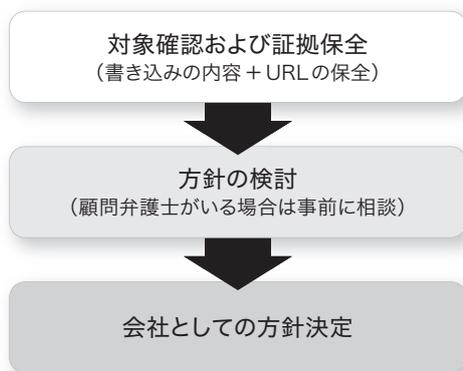
いが異なることも生じてきます(図表4参照)。

たとえば、改正前であれば、人を侮辱することをそのかしただけの人は処罰の対象外でした。

しかし、今回の改正を受けて侮辱罪に罰金や懲役などの刑が追加されたことによって、侮辱するようになされた人にも侮辱罪の教唆犯として、侮辱罪と同じ処罰がされる可能性があります。

また、公訴時効とあって犯罪行為が終わった時点から一定の期間

図表5 方針決定のプロセス



が経過するとその後の起訴ができなくなる制度がありますが、この公訴時効の期間も、罰金や懲役などの刑が追加されたことにより1年から3年に変更になりました。

インターネット等で 侮辱や名誉毀損をされた 場合の対処方法

では、インターネット等で会社や部署、あるいは担当者個人が誹謗中傷に晒された場合、どのように対応すればよいのでしょうか。

▽対象確認および証拠保全

インターネットやSNSを匿名で利用していると、誹謗中傷をし

ても匿名なので誰にもバレないのではないかとという錯覚に陥る人もいると思います。

しかし、それは間違いです。インターネットには、真の意味での匿名性はなく、調査すれば誰が投稿したのかを特定することが可能です。投稿者の足跡（アクセスログ）は確実に残っており、その足跡を追っていけば投稿者にたどり着くというしくみです。

そのための第一歩として投稿を確認したうえで、証拠保全しておくことが重要です。投稿だけではなくURLも重要なので、URLを含めた形でスクリーンショットやプリントアウトしておくのがよいでしょう。

▽会社の対応方法

次に、誹謗中傷の投稿についての対応方針を検討します。

投稿の内容の事実確認、対外的評価に及ぼす影響、対内的評価に及ぼす影響、削除が法的に可能か否かの検討、削除した場合の炎上リスク、削除以外の代替手段の検討などが考えられます。顧問弁護士がいる場合

は、方針の検討の段階で相談されるとよいでしょう。

以上の検討を踏まえて、会社としての方針を決定することになります（図表5参照）。

制度の課題と 今後の展望

誹謗中傷の発信者を特定した場合、被害者は、損害賠償請求などの民事手続きを行なうことが考えられます。そのほか、刑事告訴のために発信者情報を利用することも考えられます。

現在、裁判で発信者の情報開示を求めるためには、サイト管理者、アクセスプロバイダ（ドコモ、KDDI、ソフトバンクなど）を相手にする必要があります。手間・時間・費用がかかります。

しかし、誹謗中傷被害が社会問題となり、刑法が改正されたことを受けて、より使いやすい制度にするための改正が徐々に進んでいる状況です。

今後、さらに発信者の特定に手間がかからない方向で制度が改正されていくと思われます。

◆◆◆
単純に改正前と改正後の法定刑

の上限だけで比較すると、侮辱罪はかなり厳罰化されたといえるでしょう。

しかし、もともと侮辱罪という犯罪の法定刑が軽すぎたのではないのでしょうか。現代はインターネットやSNSを通じた誹謗中傷が多く、そのような表現は拡散され、永続的に残るなどして、侮辱された人の社会的評価を低下させたり、本人を苦しめたりするなど悪質性が高いものです。

それにもかかわらず、改正前の侮辱罪のルールでは、9000円前後のお金の制裁で終わるケースがほとんどでした。今回の厳罰化は時代の流れに即した適切な改正だったといえます。

インターネットやSNSの発達で簡単に世界中に発信ができる現在、誰であっても、どんな会社であっても、常に誹謗中傷や侮辱に晒される危険性があります。侮辱罪は、被害者による告訴が必要な親告罪です。度を越した誹謗中傷には、堂々と立ち向かうことが重要です。

侮辱罪の厳罰化により、軽い気持ちで人を自死にまで追い込むほどの誹謗中傷、侮辱が減ることが望まれます。